

幕末明治の写真師列伝 第三百回 宮下欽 その二十五

宮下欽次郎は明治4年(1871)9月11日に、二等軍曹になって、それから軍籍を離れて東京の横山松三郎(横浜の下岡連杖の一番弟子)の門人になるのはいつなのか、その正確な年月日はまだよく判らない。横山松三郎の日記『通天楼日記』も明治6年(1873)1月1日からしか記録がないからだ。明治4年(1871)2月23日、蜷川式胤が太政官に江戸城の写真撮影を申請し、27日にその許可を得て、横山松三郎と内田九一にその撮影を依頼しているが、この撮影には宮下欽次郎は同行していない。明治5年(1872)の5月から10月にかけて行われた社寺宝物調査の写真撮影も横山松三郎にその撮影を依頼されているが、愛知県、三重県、京都府、奈良県で行われた調査にも、宮下欽次郎は同行していない。

『通天楼日記』に初めて宮下欽次郎の名が登場するのは、明治6年(1873)1月13日の以下の記述になる。

「第一月十三日 終日雪降

一、第八字頃板倉様邸借用致し度旨頼ニ欽行、□□午後第三字過欽、内田氏迄行、同第五字過帰ル、同第七字前板屋又兵衛殿方書状一封郵便ニ而来ル、右同人方之頼事書状之通ニ付此所ニ略す、同第八字頃田中芳男様方硝子之文沈至急返済候旨、催促有之候ニ付、明朝早々持参可致旨返書遺ス、清次郎方六ツ立板之種板箱ニツ持参ス、和泉橋亭之賊、昨日済方ニ相成候旨、名代之人参り申候、尤毛せんハ外へ売払候故、品物不出、右代として金一分御下渡し相成、且名代人手間料として金一分遺ス、吉五郎・春吉例之通、(著者註：□□は墨で潰されているため読めない。記述にある「内田氏」とは明治天皇を初めて撮影した写真師・内田九一のこと。「吉五郎」というのは写真機指物司、佐々木吉五郎のことであろう)

この記述の「欽」とあるのが、宮下欽次郎のことであり、宮下欽次郎が明治になってその名を宮下欽と改めたこともこれから判る。よってこの原稿の宮下欽次郎の名も、今後はこの「宮下欽」とする。また、明治6年(1873)1月13日以前に、おそらくは明治5年(1872)中に宮下欽が、横山松三郎の門人となっていることがこれから判る。(明治4年(1871)9月11日から明治6年(1873)1月13日の間)

「第一月十四日 快晴

一、午前第八字半過松五郎来ル、同九字過頃松五郎殿・欽兩人ニ而事務局へ行、先生今朝より御不快之旨断、同第十一字半頃一同ニ帰ル、午後第二字頃片岡氏風邪軽快ニ付帰り来ル、午前第七字前吉五郎吉野町山谷善太郎へ行、焼わく之台数拾二、二間ニ致し、明日夕刻迄ニ拵上候様注文致し、同第十字頃帰ル、午後第四字半頃大惣来ル、自製之硝酸銀六升と三拾匁持参ス、夕飯出ス、同第六字頃帰ル、吉五郎・春吉例之通、下女たか要事有之今夜帰宿一泊致度旨申出候ニ付、任其意遺ス、

「第一月十七日 昨夜

一、今日方宝泉竹蔵(造)頼、生国越中新川郡第二大区小一区吉原村与右衛門子ニケケ年給金拾二両、受人湯島両門町五番地所善四郎なり、右奉公人ニ相極む□□先生昼頃御外出、夕刻御帰り、六時頃欽、内田氏へ桃色パピール三百枚持参ス、先方方硫酸曹達 入一管(官)、青色パピール二百四拾枚、四ツ立入バットーツ并事務局之

五重塔、大太鼓種板二枚宛メ四品持参シ帰ル、[午前第十二時頃、西京御所之[四ツ立]種板四枚、内田氏へ遺ス、午前第九字頃亀井氏・欽兩人ニ而事務へ行、(著者註：□□は墨で潰されているため読めない)

「桃色パピール」や「青色パピール」は、湿板写真によるネガから印画を作る際の印画接が鶏卵紙ではなく、それ以前の単塩紙(単純塩化銀紙、Plain Salted paper)を示す。「パピール・サーレ(papier sale)」ともいった。

「亀井氏」というのは同じく、横山松三郎の門人で亀井至一(亀井松五郎)のこと。亀井至一は江戸時代末期から明治時代の石版画家、木版画家で、国沢新九郎及び横山松三郎に師事して石版と油絵を学んでいた。横山松三郎は明治6年(1873)に通天楼内に石版と油絵の画塾を開いていたので、写真術の方ではなく、洋画の方の門人になる。この亀井至一は、同じく横山松三郎の門人で下國龍之助と共に明治17年(1884)に『横山先生履歴』を書き残している。

『通天楼日記』には明治6年(1873)1月13日以降、たびたび宮下欽の名が見える。これはちょうどこの頃、横山松三郎が翌年ウィーン万国博覧会に出品する写真制作の作業に関わっていたこともある。ウィーン万国博覧会に出品する写真制作は、博覧会事務局から横山松三郎と内田九一に依頼されていた。宮下欽は横山松三郎の使いで、内田九一の家へよく行っている。

「第一月 330 二十日 曇

一、午前第十字頃三戸氏用事有之、小石川へ行午後第一字頃帰ル、[午前第九字頃岩吉益六枚仕上ス、]午前第十二時頃中形盆六枚内田氏へ宮下持参致し、同氏方白地パピール百枚入一官・同半分ニ立候品百枚・漏斗ニツ持参シ帰ル、夫方本町へ廻り加賀久方ホクトメートル一對持参ス、又夫方通り町へ行、大ビン三本并焼わくニ用ゆる羅紗金八尺調、午後第四字頃帰ル、[夜ニ入事務局方北海道景色四ツ立写真ニ拾四枚台紙ニ張、至急差出候旨被仰渡後、写真御下ケニ相成、]

(著者註：「宮下」というのが宮下欽のこと)

「第一月廿五日 晴

一、芝泉岳寺方為年札代僧来り、粘入紙一状到来ス、仲町玉屋清左衛門、右同断ニ付スリ付木三箱・ランプ掛一本持参ス、内田氏方別紙之通申来り候ニ付、午後第八時過宮下出行、同第十時過帰ル、事務局御用オーストリア行の写真拾通り、明後廿七日朝迄ニ納候様被仰渡旨之所、六拾一通ハ兼而種板も有之候得共外六枚、但大坂鉄橋、紫宸殿、西丸大手、追手二重橋、芝鉄道、大熊参儀、佐野少輔ハ明朝内田氏再写致しニ而、明日中ニ拾枚紙取ニ致し、明後廿七日右同氏持参可致旨、前文六拾一通之拾枚ハ、内田氏之方ニ而調上ケニ相成居候故、明廿六日朝、宮下ニ持参致し呉候様頼ニ付承知致し候、午後第二字頃工藤氏来ル、茶出ス、白地卵紙二拾五枚持参致し、青色卵紙有之候ハ、取替呉候旨頼ニ付、白地紙残り青色紙遺し、いづれ先生御帰り之上御断致し可申旨断り置、三疊敷へ炉ヲ切候節、とたん板取付候節、岩松を頼候、

(著者註：「宮下」というのが宮下欽のこと)

(※「方」は平仮名の「よ」と「り」の合字)

(森重和雄)